

# 稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～本格実施後の運用状況について～

平成21年3月

稲 城 市

## 目 次

第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（平成20年度）	1
1 介護支援ボランティア制度の具体的内容	1
2 基本方針	1
3 管理機関	3
4 介護支援ボランティア受入機関等	3
5 介護支援ボランティア活動実績の把握	4
6 評価ポイント	4
7 評価ポイント転換交付金	5
8 市民への制度周知方法	6
9 本格実施に際してのスケジュール	9
10 平成19年度決算額、平成20年度決算見込み額及び平成21年度 予算額	10
第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況（平成20年度）	11
1 介護支援ボランティア登録者数の状況	11
2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者	11
3 介護支援ボランティア受入機関数の状況	12
4 介護支援ボランティア受入機関へのアンケート調査結果	14
第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査結果（平成20年度）	16
1 調査目的	16
2 調査方法等	16
3 調査結果	16
第4章 稲城市介護支援ボランティア登録者健康に関するアンケート （SF-36）調査結果（平成20年度）	29
1 調査目的	29
2 調査方法等	29
3 調査結果	29
参考資料	
・稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱	34
・健康に心配なし手帳～介護支援ボランティア手帳～（平成20年度版）	43
・「稲城市介護支援ボランティア制度」への協力開始のお知らせー東京ヴェルディーー	51

・介護支援ボランティア制度クイズ検定	52
・介護支援ボランティア制度の実施状況都道府県調査の結果	58
・介護支援ボランティア制度視察受け入れ状況	59
・認知症サポーター養成講座実施状況（社会福祉協議会）	64

## 第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（平成20年度）

### 1 介護支援ボランティア制度の具体的内容

稲城市の介護支援ボランティア制度は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の38第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するために実施する事業である。

具体的には、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、その高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものである。

この介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とし、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は市長が指定するものとしている。また、介護支援ボランティアは、市長の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行う。

### 2 基本方針

稲城市の介護支援ボランティア制度では、次の基本方針を定めている。

#### 基本方針

- ・介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。
- ・介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- ・介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
  - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
  - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
  - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
  - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(参考)

稲城市介護支援ボランティア制度の概要（平成 20 年度）

1 概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。）。

2 目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき稲城市介護支援ボランティア制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的とする。

3 内容

(1)	制度根拠	介護保険法第 115 条の 38 第 1 項、地域支援事業実施要綱別記 1(2)イ(イ)③、 稲城市介護保険条例第 15 条の 6、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱																
(2)	介護支援 ボランティア	稲城市の介護保険第 1 号被保険者 あらかじめ管理機関へ登録が必要																
(3)	介護支援 ボランティア活動	稲城市長が指定する介護支援ボランティア事業及び活動 <table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>活動</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 介護保険対象施設</td><td>① レクリエーション等の指導、参加支援</td></tr><tr><td>② 稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）</td><td>② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助</td></tr><tr><td>③ ふれあいセンター</td><td>③ 喫茶などの運営補助</td></tr><tr><td>④ 高齢者会食会</td><td>④ 散歩、外出、館内移動の補助</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの 行事の手伝い</td></tr><tr><td></td><td>⑥ 話し相手</td></tr><tr><td></td><td>⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)</td></tr></tbody></table>	事業	活動	① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援	② 稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）	② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助	③ ふれあいセンター	③ 喫茶などの運営補助	④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助	⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの 行事の手伝い		⑥ 話し相手		⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)
事業	活動																	
① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援																	
② 稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）	② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助																	
③ ふれあいセンター	③ 喫茶などの運営補助																	
④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助																	
⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの 行事の手伝い																	
	⑥ 話し相手																	
	⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)																	
(4)	活動実績の把握	介護支援ボランティアが持参する介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。																
(5)	評価ポイント の付与	介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大 5,000 ポイントの評価ポイントを付与。																
(6)	評価ポイント 転換交付金	介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。 交付額は、年間最大で 5,000 円。																
(7)	その他	介護保険料の未納又は滞納の場合、適用しない。																

4 財源等 市から管理機関へ交付する介護保険地域支援事業介護予防事業一般高齢者施策に係る地域支援事業交付金を活用する。

5 管理機関 稲城市社会福祉協議会（評価ポイントの管理、付与等）

6 施行日 平成 19 年 9 月 1 日

### 3 管理機関

稲城市の介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理の業務は、介護支援ボランティア管理機関が行う。この管理機関は、稲城市社会福祉協議会とし、稲城市からの委託を受けて管理機関としての業務を行う。

### 4 介護支援ボランティア受入機関等

稲城市介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの活動先は市長が指定を行う。この活動先を「介護支援ボランティア受入機関等」と称し、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動についての指定を受ける。

#### 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動の指定要件

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 稲城市内の施設又は場所における活動であること。</li><li>2 介護保険事業に関する活動であること。</li><li>3 ホームヘルプサービスで行うべき業務の代替でないこと。</li><li>4 事業所等が本来行うべき業務の代替でないこと。</li><li>5 活動の結果、一定の介護予防の効果が見込まれること。</li></ol> |
|--|

受入機関等がこの指定を受けようとするときは、市長へ申請しなければならない。市長は、この申請に基づき指定し、又は却下したときは、申請者に通知する。

また、市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは指定を受けていた者に通知する。

受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価する。受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価する。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価する。この評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行う。

## 5 介護支援ボランティア活動実績の把握

介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出し、管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付する。

管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印する。

介護支援ボランティア手帳は、「健康に心配なし（梨）手帳」と称し、オリジナルのマークを入れた。また、Jリーグサッカーチーム「東京ヴェルディ」が介護支援ボランティア制度を応援していることから、ロゴが記載されている。

介護支援ボランティア手帳には、介護支援ボランティアの利便を図るため、登録事項、制度解説、Q & A、ボランティア活動の心得、ボランティア活動保険について、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱、スタンプ押印欄ページ、評価ポイント記録簿、介護支援ボランティア登録申請書、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書が収録されている。

## 6 評価ポイント

評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

## 7 評価ポイント転換交付金

評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする介護支援ボランティアは、介護支援ボランティア手帳を添えて市長に申出るものとする。ただし、介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しない。

市長は、この申出があった場合、介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

管理機関は、この伝達に基づき、その評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付する。

介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

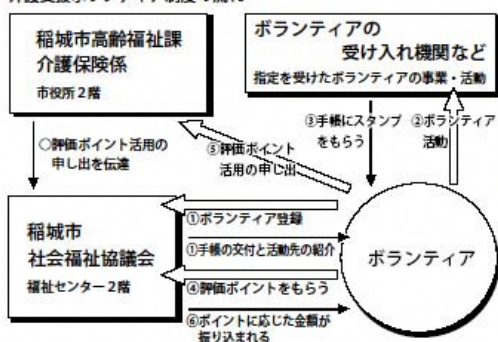
評価ポイント	介護支援ボランティア 評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円



## 8 市民への制度周知方法

稲城市広報（平成20年4月1日号、7月1日号、9月15日介護予防特別号）により市民への周知を行った。

### 介護支援ボランティア制度の流れ



**介護支援ボランティア制度**  
とは  
高齢の方が介護保険施設などでボランティア活動を行う場合、活動実績に応じてポイントを付与し、これに対して交付金を交付する制度で、実質的な保険料負担の軽減を行うものです。

**目的**  
この制度は、介護予防事業の推進を図るため、市内在住の65歳以上（市介護保険第1号被保険者）で、交付金の交付後に介護保険料の滞納がない方を対象とします。

**対象者**  
市内在住の65歳以上（市介護保険第1号被保険者）で、交付金の交付後に介護保険料の滞納がない方を対象とします。

### 4月から本格実施

## 稲城市介護支援ボランティア制度 （新しい介護予防事業）

この事業は、19年9月から試行的なモデル事業として開始し、現在230人を超える方が介護支援ボランティアとして登録し活動しています。市では、4月から本格実施します。

▽問い合わせ 高齢福祉介護保険係

市内の施設などで行われる介護支援ボランティア活動に関する活動で、ボランティアの活動として得るものなど（介護サービスなどの代替ではないこと）です。受け入れ機関は左のとおりです。

**対象の介護支援ボランティア活動**

① ボランティア登録  
社会福祉協議会でボランティア登録（上図参照）



▲福祉ボランティア

市内の施設などで行われる介護支援ボランティア活動に関する活動で、ボランティアの活動として得るものなど（介護サービスなどの代替ではないこと）です。受け入れ機関は左のとおりです。

**対象の介護支援ボランティア活動**

### 介護支援ボランティア受け入れ機関など

名称	地区・主な活動場所
稲城市（介護予防推進事業）	市内全域
社会福祉協議会	矢野口、百村、坂立、向陽台
ベアウェル多摩川	東長沼
えんせいの会	矢野口他市内全域
ベストライフたま	平尾
ひらお苑	平尾
ハーモニー松蔭	矢野口
いなぎ苑	百村、東長沼
いなぎ正吉苑	平尾
NPOふれあい広場	向陽台、平尾
ボーボーの木	平尾
ヒルトップロマン	岩倉台
桜瀬園稲城	東長沼
稲城市赤十字奉仕団	市内全域
はじめのいっぽ	坂立

前年度の活動実績を社会福祉協議会に提出し、評価ポイントを得ています（主に4月中、以降随時受け付け）。

前年度の活動実績を社会福祉協議会に提出し、評価ポイントを得ています（主に4月中、以降随時受け付け）。

市介護支援ボランティア制度（試行的モデル）事業実施報告

本格実施に向けて、事業の課題、改善点などを把握するとともに、事業の効果や課題を検討するために、「稲城市介護支援ボランティア制度評価委員会」を設置し、検証を行いました。これを機に報告書ととりまとめました。

報告書は市役所情報公開コーナー、市内各図書館でご覧いただけます。

⑤ 評価ポイント活用の申し出  
前年度の手帳を持参し、評価ポイントを現金化する申し出を高齢福祉課にしてください。7月以降随時受け付け。

※ 高齢福祉課では、市の介護保険料の滞納・滞りがないことを確認します。

⑥ ポイントに応じた金額が振り込まれる  
評価ポイント数に応じて現金年間最大千円が指定された金融機関の口座に振り込まれます。今後の介護保険料の支払いに使用してください。

※ お預かりした手帳と振込日や振込額のお知らせが、市介護支援ボランティア制度事務局から届きますので、ご確認ください。



東京ヴェルディは、地元地域への社会貢献を考慮しています。介護予防の分野で、稲城市を支援していきます。

QNTVFC

### 4月1日(火)から変わります

#### 組織改正と市役所1階の配置

後期高齢者医療制度の円滑な実施を図るため、高齢福祉課の後期高齢者医療担当を廃止し、保険年金課に後期高齢者医療係を設置します。このため、窓口は庁舎2階から1階に移動し下回のとおりになります。

また、(仮称)第四次長期総合計画の策定に向けて、企画部に長期総合計画担当課長を配置します。

▽問い合わせ 組織改正に関すること＝企画部政策室、庁内配置に関すること＝総務課総務係



## 時代への視点 186

よって更に利用が伸び、1万を切る状況となりました。そして19年は18億円の借入の償還となりましたが、14億円の資金が不足する事態となりました。一方、昨年は、稲城大橋以上の悪い経営状態に陥っていた八王子市内の「ひびどり山右料道路」の無料化に踏み切りました。稲城大橋の残りの借金は全体で50億ありますが、財政好調の都はひびどりに山右料道路と同じように一気に借金を返済して、東京都道路公社の有料を無くす決断をしたわけです。

2月20日、府中市役所で1回目の府中地区スマーティンターチェンジ社会実験準備会が開かれ、私も出席しました。来年は18年が都に強く求められており、それが実現することになりました。他方、稲城市でも稲城大橋からの中央道八王子方向への接続の間、要請してまいりました。しかしこの要請は、この間、要請してまいりました。しかしこの要請は、八王子方面からの稲城大橋への接続は建設費が莫大となることから、含まれていませんでした。

今回発表されたスマーティンターチェンジ計画は、東京は初めての試みで、府中バス停で八王子方面への乗り降りが可能なことから、一般道を幹線として稲城大橋を利用することもでき、ETCのみ利用とはいえず、稲城大橋からスマーティンターチェンジまでは1.2キロメートル程で、車で約2分で乗り降りできるわけです。

**来年实现！**  
稲城大橋無料化とスマートインター開通

稲城大橋は平成7年4月、多摩川では唯一の有料橋として開通しました。都市計画に無かった橋を現実しようとしたため、有料とせざるを得なかったのです。しかし1億2千万の利用を予測していたところ、1万3千台ほどの利用が続き、多摩川原橋の架け替えの完成に

私たちが地元稲城・府中市は、東京都議会を通過し稲城大橋の無料化と中央道八王子方向への接続を18年が都に強く求められており、それが実現することになりました。他方、稲城市でも稲城大橋からの中央道八王子方向への接続の間、要請してまいりました。しかしこの要請は、この間、要請してまいりました。しかしこの要請は、八王子方面からの稲城大橋への接続は建設費が莫大となることから、含まれていませんでした。



いなぎ社協だより（平成21年2月20日 第110号）により周知を行った。

第110号



いなぎ社協だより

平成21年2月20日

ボランティア情報

# ふれあい通信

平成21年  
(2009年)  
**3**月号  
第273号



---

**【介護支援ボランティア】  
評価ポイント交換のお知らせ**

福城市が全国に先駆けて始めた介護支援ボランティアは実施2年目を迎え、今年度は298名（2月16日現在）の方に登録していただきました。

今年度、介護支援ボランティアとして活動された方は介護支援ボランティア手帳（健康に心配なし手帳）に押印された活動スタンプを評価ポイントに変える手続きを行ってください。

※活動スタンプが10回以下の方は評価ポイント（交付金）の対象とはなりません。また交付金を希望されない方は手続きをと

る必要はありません。

▽手続き場所：福城市社会福祉協議会ボランティアセンター  
〒206-0804福城市百村7番地  
福祉センター内2階  
☎：042-378-3800

**【掛けて安心ボランティア保険】**

ボランティア活動にも保険があるのをご存知ですか？

ボランティアセンターでは、毎年1500名を超える方がボランティア保険に加入されています。この保険はボランティア活動をする皆さんが安心して活動を行えるように、活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償するものです。

●ボランティア活動保険は、傷害保険と賠償責任保険がセットになっています。

により、ボランティア自身がケガをした場合

**賠償責任保険**

活動の対象者など他人の身体や持ち物、名誉毀損・プライバシー侵害等により損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

●掛け金 300円  
●補償期間（保険期間）  
平成21年4月1日～平成22年3月31日の1年間

※補償期間の途中での加入もできます。その場合の補償期間は、加入日からその年度の3月31日までとなります。




**心温まるご寄付に感謝いたします** 平成20年12月1日～平成21年1月31日まで（敬称略）

**寄付者**

●中村久美子●JA東京みなみ福城地区女性部●福城市災害防止協会●東京福城ロータリークラブ●高塚健●永澤謙郎●福城市ダンススポーツ連盟

●個名1件

合計：**297,219**円

**物品寄付者**

（大丸）  
長島孝允

※お名刺の記載をご了解いただいた方のみ掲載しています。



## 9 本格実施に際してのスケジュール

本格実施に際してのスケジュール等は、概ね以下のとおりである。

- 平成20年4月
  - ・本格実施
  - ・管理機関委託契約（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））
  - ・評価ポイント付与開始
- 7月
  - ・評価ポイント転換交付金申請受付開始
- 8月
  - ・スタート記念プレミアムグッズ（応援グッズ・歩数計）贈呈式
  - ・スタート記念プレミアムグッズ（応援グッズ・歩数計）配付
- 9月
  - ・クイズ検定実施
- 11月
  - ・東京ヴェルディ試合観戦特別プラン無料招待
- 平成21年1月
  - ・実施状況アンケート調査実施
  - ・登録者向け研修会（認知症サポーター養成講座）
- 2月
  - ・実施状況都道府県調査実施
- 3月
  - ・ボランティア受け入れ機関調査実施
  - ・地域支援事業交付金精算（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））

10 平成19年度決算額、平成20年度決算見込み額及び平成21年度予算額

平成19年度決算額 464,908円（市で予算計上）

区 分	金 額
報償費	
介護支援ボランティア制度評価委員会委員報償	178,200円
需用費（消耗品費）	
事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	155,983円
需用費（印刷製本費）	
介護支援ボランティア制度評価委員会報告書等印刷	130,725円

平成20年度決算見込み額 830,848円（管理機関への委託）

委 託 料 の 積 算 内 訳	金 額
需用費（消耗品費）	
事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	244,708円
役務費	
振込手数料	61,200円
郵送料	27,840円
使用料及び賃借料	
パソコンリース料	44,100円
負担金補助及び交付金	
転換交付金（153人）	453,000円

平成21年度予算額 1,460,000円（管理機関への委託）

委 託 料 の 積 算 内 訳	金 額
需用費（消耗品費）	
事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	223,000円
役務費	
振込手数料	82,000円
郵送料	28,000円
使用料及び賃借料	
パソコンリース料	57,000円
負担金補助及び交付金	
転換交付金（1人5,000円を限度で200人を想定）	1,000,000円
消費税	
	70,000円

## 第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況（平成20年度）

### 1 介護支援ボランティア登録者数の状況

介護支援ボランティア登録者数は299人（うち昨年度末登録者は237人、今年度新規登録者は62人）であった。登録者の年齢構成は、次表のとおりである。

（平成21年3月31日現在）

年齢区分（才）	男性		女性	
	人数	割合	人数	割合
65－69	21人	32.3%	97人	41.4%
70－74	26人	40.0%	81人	34.6%
75－79	14人	21.5%	36人	15.4%
80－84	2人	3.1%	14人	6.0%
85－	2人	3.1%	6人	2.6%
合計	65人	100.0	234人	100.0%

### 2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者

平成19年度登録者237人のうち評価ポイント申請者数

1,000ポイント	37人	37,000ポイント
2,000ポイント	37人	74,000ポイント
3,000ポイント	15人	45,000ポイント
4,000ポイント	23人	92,000ポイント
5,000ポイント	41人	205,000ポイント
合計	153人	453,000ポイント

平成19年度登録者237人のうち交付金申請者数

1,000ポイント（＝1,000円）	37人	37,000円
2,000ポイント（＝2,000円）	37人	74,000円
3,000ポイント（＝3,000円）	15人	45,000円
4,000ポイント（＝4,000円）	23人	92,000円
5,000ポイント（＝5,000円）	41人	205,000円
合計	153人	453,000円

### 3 介護支援ボランティア受入機関数の状況

介護支援ボランティア受入指定を受けた団体は18団体であった。

内訳は、社会福祉法人が5団体、株式会社が5団体、NPO法人が4団体、医療法人が1団体、公共団体が1団体、有限会社が1団体、その他の団体が1団体であった。

指定を受けた活動内容は、「(1) レクリエーション等の指導、参加支援」が17団体、「(2) お茶だし、食堂内の配膳、下膳などの補助」が12団体、「(3) 喫茶などの運営補助」が8団体、「(4) 散歩、外出、館内移動の補助」が11団体、「(5) 行事等の手伝い(模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など)」が15団体、「(6) 話し相手」が15団体、「(7) その他施設職員とともに軽微かつ補助的な活動」が13団体であった。

(参考) 介護支援ボランティアの受け入れ団体の指定申請の受付状況

指定団体名など (全 18 団体)	活動内容 (※)						
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
稲城市 (介護予防推進事業)					対象		
稲城市社会福祉協議会 (ふれあいセンター事業)	対象				対象	対象	対象
ペアウェル多摩川	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
NPO法人 支え合う会みのり (高齢者会食会など)	対象	対象		対象	対象	対象	対象
ベストライフたま	対象		対象	対象	対象	対象	対象
平尾会 (ひらお苑)	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
博愛会 (ハーモニー松葉)	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
いなぎ苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
いなぎ正吉苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
NPO 法人 NPO ふれあい広場 ポーポーの木	対象		対象		対象		
ヒルトップロマン	対象	対象		対象	対象	対象	対象
桜湯園稲城	対象					対象	対象
稲城市赤十字奉仕団	対象				対象		
NPO法人 はじめのいっぽ	対象	対象		対象	対象	対象	
アクアメイト稲城通所介護事業所	対象	対象		対象	対象	対象	対象
Sアミーユ稲城矢野口	対象	対象	対象	対象		対象	
NPO法人 稲城・なごみの家	対象	対象		対象	対象	対象	対象
稲城市柔道接骨師会デイサービス	対象					対象	対象

活動内容 (※)

- (1) レクリエーション等の指導、参加支援
- (2) お茶出し、食堂内の配膳、下膳などの補助
- (3) 喫茶などの運営補助
- (4) 散歩、外出、館内移動の補助
- (5) 行事等の手伝い  
(模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など)
- (6) 話し相手
- (7) その他施設職員とともにを行う軽微かつ補助的な活動



#### 4 介護支援ボランティア受入機関へのアンケート調査結果

##### (1) 介護支援ボランティア制度受入状況アンケート調査の結果（平成21年3月）

平成21年3月現在において介護支援ボランティア受入機関等として実績のあった（17団体）を対象とした「介護支援ボランティア制度受入状況アンケート調査」の結果は以下のとおり。回答は13団体 回答率76.5%

1 受け入れている 13団体 受け入れていない 0団体

##### 2 活動頻度

ほぼ毎日（週5日程度）	1団体	週3～4日程度	2団体	
週1～2日程度	6団体	不定期	1団体	
その他（月に1回程度	2団体、	年に数回	1団体）	3団体

##### 3 一日あたりの平均活動人数

およそ 15人（1団体）	およそ 12人（1団体）
およそ 6人（1団体）	およそ 5人（1団体）
およそ 4人（1団体）	およそ 3人（1団体）
およそ 2人（2団体）	およそ 1人（5団体）

##### 4 主な活動内容（主な記載事項）

① ワークショップ等の指導、参加支援	6団体
② 配膳・下膳の補助	6団体
③ 喫茶等の補助	4団体
④ 散歩、外出、館内移動の補助	1団体
⑤ 行事などの手伝い（模擬店、芸能披露等）	6団体
⑥ 話し相手	6団体
⑦ その他（介護予防講演会等での受付・会場整理、草むしり等、ふれあいセンター運営）	5団体

5 ボランティア受入機関としてこの制度についてご意見、ご感想、困ったことなど

・傾聴ボランティアさんが入ってくださっており、大変助かっております。

(株式会社)

・今はまだ3名の受け入れでしかありませんが、今後はもっと広めていきたいと思っています。利用者の方々が、社会復帰を目指すきっかけになってくれればと思います。(有限会社)

・手帳のスタンプを集めることが励みとなっている様子で元気に活動していただいています。(その他団体)

・対象(事業)を広げるということは、できないでしょうか。(NPO法人)

・ボランティア保険は社協でかけてほしい。公衆衛生に対する教育指導にむずかしさを感じる。事故の危険度が心配など。(NPO法人)

・手帳を持つことで、活動への励みになると多数の方から声が寄せられています。

(社会福祉法人)

・スタート時は、人数も多く来ていただきましたが、続いている方が少なく、長く続けていただければと思います。困ったことは個人情報など聞かれることも時々ありました。(社会福祉法人)

### 第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査結果(平成20年度)

#### 1 調査目的

介護支援ボランティア登録者について、介護支援ボランティア活動状況並びに制度への感想・要望を明らかにし、今後の制度運営への資料とする。

#### 2 調査方法等

1. 調査対象 介護支援ボランティア登録者 284人
2. 調査方法 郵便による送付・回収
3. 調査時期 平成21年1月
4. 回収結果 有効回収数 208 (73.2%)

#### 3 調査結果

1. 居住地区・・・市内全域で登録されている。平尾地区が76人で登録者数が最多である。地区別人口比率からみると平尾地区、押立地区の登録者率が高く、ニュータウン地区(向陽台・長峰・若葉台)が少ない。また、高齢化率の高い平尾地区に登録者率が高く、高齢化率の低い若葉台地区の登録者率に低い傾向が見える。
2. 介護認定の有無・・・大多数が認定は受けていないが、要介護認定者も少数(5人、2.4%)ながら登録している。
3. 活動範囲の拡大について・・・過半数の登録者が、ごみ出しなどの在宅高齢者の方へのちょっとした支援の拡大を希望している。
4. 評価ポイントの活用方法・・・今までどおり現金の交付を希望する登録者が約7割を占めた。続いて、市内商品券と2割の登録者が回答した。また、将来の自分の介護サービス費として使いたいという回答も少数ながらあった。
5. 制度についての自由記載・・・肯定的な意見として、高齢者に元気を与える良い制度だと思う。励みになっている。健康である限り、続けたいなど。否定的な意見として、金銭が絡むことに抵抗がある。この制度に(自分としては)意味がないなど。制度改善などについては、スタンプをもらうのが煩わしい。ポイントの上限を上げて欲しい。広報、周知に力を入れても

っと広めた方が良いなど。その他の意見としては、介護士の方の大変さが分かったなど。

6. ボランティア活動の経験・・・この制度以前からボランティア活動をされていた方は、8割弱、この制度をきっかけにボランティア活動をはじめた方は、7%程度（14人）という回答があった。
7. 活動実績について・・・19年度の活動実績（スタンプ数）は、20人前後で均等に分布している。4分の1が、19年度の手帳をもっておらず、20年度に登録された登録者である。
8. 20年度の活動実績は、すでに50回以上に達した方が、4分の1弱あり、活発に活動されていることがわかる。また、5.9%（11人）が、19年度に登録したが、20年度に手帳の更新をしていない。
9. 活動の種類・・・多岐に渡っている。昨年実施のアンケート結果とほぼ同じ傾向を示している。
10. 活動の場所・・・特別養護老人ホームでの活動が4割以上を占める。その他の活動場所も含め、昨年実施のアンケート結果とほぼ同じ傾向を示している。
11. 健康観の変化・・・張り合いが出てきたとの回答が過半数。昨年実施のアンケート結果とほぼ同じ傾向を示している。
12. 制度の評価・・・良い制度だと思ふとの回答が8割弱であり、昨年実施のアンケート結果（70.5%）と比べ上昇している。
13. 活動上の困り事の自由記載・・・ボランティア活動グループ内や活動上での問題、活動場所までの交通機関での困り事や要望、行政・制度へのご意見などがあった。

## 介護支援ボランティア制度アンケート

該当する項目に○印、またはご記入してください。

ご記入後のアンケートは、同封の返信用封筒をご利用になり、稲城市役所介護保険係へご返送してください。

締め切りは、平成21年1月23日です。

### 1. どちらにお住まいですか。(有効回答数 208)

① 矢野口	32人	15.4%	② 東長沼	20人	9.6%
③ 大丸	18人	8.7%	④ 百村	8人	3.8%
⑤ 坂浜	5人	2.4%	⑥ 平尾	76人	36.5%
⑦ 押立	13人	6.3%	⑧ 向陽台	20人	9.6%
⑨ 長峰	5人	2.4%	⑩ 若葉台	2人	1.0%
無回答	9人	4.3%	合計	208人	100.0%

〔参考〕人口比率(21年2月現在外国人除く)、高齢化率(20年10月現在)

	人口比率	高齢化率		人口比率	高齢化率
① 矢野口	18.2%	15.6%	② 東長沼	13.9%	15.0%
③ 大丸	10.2%	19.7%	④ 百村	5.1%	15.8%
⑤ 坂浜	3.3%	21.3%	⑥ 平尾	13.2%	25.6%
⑦ 押立	5.3%	19.1%	⑧ 向陽台	11.3%	11.8%
⑨ 長峰	5.4%	12.3%	⑩ 若葉台	12.7%	6.9%

### 2. 現在、要介護認定を受けていますか。(有効回答数 208)

① 受けていない	195人	93.8%	② 受けている	5人	2.4%
無回答	8人	3.8%	合計	208人	100%

### 3. 介護支援ボランティアの活動範囲について、今後拡大したほうがよいと

おもうものはどれですか。(いくつでも可)(有効回答数 208)

① ごみ出しなどの在宅高齢者の方へのちょっとした支援	115 人	55.3%
② 市外の介護施設での活動	17 人	8.2%
③ 介護支援以外(例：子育てや障害者支援)の活動	57 人	27.4%
④ その他	11 人	5.3%

※④その他は、今までのまま。ひとり暮らし病人・高齢者の安否確認。蛍光灯交換等。粗大ごみ出し。市立病院での活動。パソコンなど。

### 4. 評価ポイントで、選びたいと思うものはどれですか。(いくつでも可)

(有効回答数 208)

① 今までどおり現金(振込)	141 人	67.8%
② 市内の特産物	16 人	7.7%
③ 市内の商品券	41 人	19.7%
④ 姉妹都市北海道大空町(旧女満別町)の特産物	20 人	9.6%
⑤ ヴェルディの試合観戦や記念品	4 人	1.9%
⑥ その他	15 人	7.2%

※⑥のその他は、ゴミ袋。市内バスの無料パス・パスモ。将来の自分の介護サービス費として。何もいないなど。

### 5. 介護支援ボランティア制度について、感じていることをご記入ください。

肯定的なご意見 37 件

70 才以上になると生きて行く事が、ただ、ただらだらになってしまう事が多く、何かをしたくても何をしたいかわからない。そのような時に、この制度があることにより、金銭にかかわることなく、堂々とボランティア活動できることがうれしい。人生元気なうちは、堂々と身体を動かし続けることができればこんな幸せなことはないと思います。そんな場を与えてくれてありがとうございます。
生活のうえでお互い助け合い・支え合うことは、良い事だと思います。健康である限りボランティアをやりたいと思います。
良い制度だと思う。
ボランティアの結果、ポイントとなるのは良い事。ポイントが欲しくてボランティアをしているのではないという誇りはある。
良い事ですが自分が年なので・・・

自分達の健康に注意する様になり健康の有り難さを実感できる。
まだ受けていないが良い事だと思う。
お金を頂くので感謝しています。
長い間継続しているボランティアなので評価ポイントは思いがけない事で大変うれしくお年玉の様に思えます。
最初はおもはゆい感もあったが今はありがたく思っています。
大変良い制度で更に発展させて欲しい。高齢者でも出来る事を折にふれて紹介して欲しい。
十数年前からボランティアをして制度へ思いはありませんが、多少の励みにはなっています。
一生懸命ボランティアをやった。自分へのご褒美と思えてうれしい。
もっと早く制度が出来ていればと思います。
今まで10年もやりましたが、今度お金を頂く様になってありがとうございます。
大変良い事だと思う。1人でも多くの人に参加して欲しい。
昨年ボランティアをしておりましたが主人の病気の為今お休みしています。まだまだ元気の方が多いと思いますので、広めていただきたいです。
大変有難い制度だと思います。
良い事だと思う。
生活に張りが出て、利用者の方が愛おしく感じるようになりました。頂いたお金は少しプラスして寄付にあてています。
出会えた人に喜ばれるので故郷の知人・身内と話したり行動をしている気になれる、気持ち豊かになれる。
ボランティア活動には長く参加させて頂いています。自分が健康でお手伝いできればと思っています。この制度を作って頂き感謝しています。
デイにいられている方々と楽しく遊んでいます。明日は我が身と思いながら、まだ手助け出来ることを喜んでいます。
あくまでボランティアなので現金で頂くのは少し抵抗があります。将来何かの形でお返しして頂けたらと思うと張り合いが出来ます。
全国に先駆け稲城市がこの制度を設けた事は、各自治体から注目されていることでもあり、この制度を設けた事によって、新たにボランティア活動を始める人が増えるのではないかと、大変良い制度だと思います。
介護・その他の支援元気な人がチョットの優しさで行うことはとても良い事なので、稲城市のこの制度はとても良い事だと思います。
高齢者に元気を与える良い制度だと思う。
特別関心はないものの、出来ることで少しでも社会の末端に参加できることは気分が良い。有意義に今後発展して行ったら良いと思う。
もっと大勢の方に参加を呼びかけたい。

78 才で外でもボランティアが出来る事は幸せです。もっとPRして少しでも出来る人を増やせたら。。。
(スタンプの)数を増やすのが励み。
年齢差などあり、そのことが歌やお話のなかで沢山学ばせて頂きありがたく思っています。
活動は楽しくとても良い制度だと思う。
ボランティア活動をすることで本人の自立にも役立つと思う。
高齢者が多くなりますので助け合う制度で良い事だと思います。
良い制度とは思いますが、ボランティア活動を個人的に探すのはチョット困難に思われます。
友達と交流ができ仕事していても楽しく過ごせます。

否定的なご意見 5 件

金銭が絡む事に抵抗がある。
本来ボランティアは無償のものであると思っています。介護予防につなげるならば他の方法を考えるべきだと思う。時間について、1日6~8時間の人もスタンプ2個は不公平だと思う。
制度になる前から入りました。別に制度とは関係ないと思います。
私には意味がない。
個人に「物・金」をあげるから。。1つの考えとは思いますが「物・金」が無ければやらない稲城市民を行政から率先して作らないで欲しい。目一杯時間のある限り心の稲城革命をして欲しい。

制度改善などに関するご意見 20 件

正吉苑・いなぎ苑の方に踊りを見てもらう為に出かけていますが、時間が短い為ポイントは頂いていません。行き帰りに時間がかかるので、ポイントの発行を考えていただけたらと思います。
手帳を忘れる事が多く良い方法がないかと。例えば出欠表を確認にするなど。
制度が出来た点は理解するが、その中にはやはり一緒にボランティアをしてくださっている若い方々の力が非常に大きい。その中で高齢の人のみポイントを与えるという点、受けることに疑問を感じ心苦しく思う。
交通費の支給を願っています。この理由で活動していません。
活動の意志はあるが、活動の場が具体的にわかりにくい。
参加者が増加するようにPRする。
参加しやすいシステムになると良いと思う。
手続きが面倒。一度登録したら毎年継続できるポイントの確認を簡単にする。TVで拝見した千葉県流山市のボランティア参考。
現金より点数にしてほしい。いずれ要介護になったら優先的に入苑出来たらと思う。元気でいたいと思う。



担当者からスタンプをもらう煩わしさ。多忙なスタッフを探し回ったりバスの時間に合わせたり・・・。 従って実際のスタンプは 12 個で打ち止め。以後自分の記録(励みにする為)42 個となる。市外は 12 個。
なしの手帳が一杯になった後、追加手帳はいかがなものか。
近くでの老人施設でもっと声をおおきくしてボランティアの方を集められたらと思います。ボランティアをしている方にバッジをつける事で仲間を増やす事も出来るかな？
現金ではなく本人が介護を受けるようになった時に使ってほしいと思います。
転換交付金をもっと増やして欲しい。現在 5000 ポイントが限度だが倍くらい評価して欲しい。 郵送前の制度にして欲しい。わざわざ行くくらいならボランティアをしたい。
現金ではなくポイント制で自身に介護ポイントがもらえる様になると励みにもなると思います。
ボランティア手帳について。経費節減のため 1 年ごとに手帳を交付するのではなくスタンプ押印欄が埋まったら新しく交付する様にしてポイント活用申出書・登録申請書の枚数を増やしては如何でしょうか？
ボランティアが出来る仕事の内容を、もっと人々に知らせて参加を求めたらと思う。
きめ細かい支援が欲しい。例えば家庭にいる高齢者に支援(ゴミ出し・会話等)。
ボランティアとしては、この分野だけが恵まれすぎている。現金はやめたほうがいい。
良い制度とは思いますが、知らない方も多く、今一度広報に力を入れたらと思います。

その他のご意見 21 件

仕事はリタイアしたがまだ元気で家にずっといるなど話を耳にします。本人・稲城の為にもその様な方々にも気軽に参加できる様になれば・・・と思います。
施設も協力し援助をもっとして欲しい。
若い人ももっと気軽に参加出来るようになればと思います。
65 歳以上の方だけがスタンプをもらえるので若い方に申し訳なく思う。
活動に参加される方が多くなると良い。
時間の都合が付く限り協力したい。
不公平感をなくしたい。
この制度により若い人達がボランティアに関心を持つようになったか知りたい。
介護支援ボランティアの評価ポイントは、私は反対で少しは介護保険を安くして頂きたい。遺族年金の為楽ではない。
元気なうちは何らかの形で役立てればと思っている。
ボランティア同士のマナーよい方悪い方。
助け合って生きて行く事の大切さ。
芸能(歌謡曲)活動を月に 2~3 回していますが、ボランティアとしての評価に位置づけは？

このボランティア制度以前よりの延長線にありますので自然に参加しています。自分の健康に感謝していつまでも元気でいたいと思って居ます。
若い人への参加呼びかけ・子供たち(学校の生徒にも参加して欲しい)・お正月の神社へのボランティア・その他昔話をきいてもらえる人・掃除やベッドメイキング等協力を。
やりたいと思うが決断しにくい。
ヘルパー2級を取りましたが、まだ外では活用しないまま現在に至っております。 87歳の姑が3ヶ月見えたととき車椅子の上げ下げや、介護で暫くのあいだ腰を痛め肉体的には無理でも何かお手伝いでも・・と思っております。
自分の出来るボランティアをこれからも続けていけたらと、思っています。
週1回のボランティアでも介護士の方の大変さが分かりました。
同年代の人を支援する事なので、自分が健康であることをしみじみとありがたく思っています。
地域の貢献・高齢者自身の健康等に留意するようになればと思います。

## 6. これまでに、ボランティア活動をされたことがありますか。

(有効回答数 208)

① ボランティア活動をしたことがある	162人	77.9%
② 今回この制度を知り、はじめて介護支援ボランティア活動を始めた	14人	6.7%
③ 介護支援ボランティア登録をしているだけで、活動はしていない	18人	8.7%
無回答	14人	6.7%
合計	208人	100%

※ ③に印をつけた方は、ここでアンケートは終わりです。

①と②に印をつけた方は、次へお進みください。

7. 介護支援ボランティアの活動実績(スタンプの数)について伺います。

(有効回答数 187)

1)19 年度の手帳(桃色の表紙)のスタンプの数はいくつですか。

0 個	3 人	1.6%
1 個～9 個	16 人	8.6%
10 個～19 個	22 人	11.8%
20 個～29 個	24 人	12.8%
30 個～39 個	13 人	7.0%
40 個～49 個	19 人	10.2%
50 個～	22 人	11.8%
無回答	18 人	9.6%
手帳をもっていない(登録していなかった)	50 人	26.7%
合計	187 人	100%

2)20 年度の手帳(緑色の表紙)のスタンプの数はいくつですか。

0 個	2 人	1.1%
1 個～9 個	15 人	8.0%
10 個～19 個	36 人	19.3%
20 個～29 個	19 人	10.2%
30 個～39 個	22 人	11.8%
40 個～49 個	15 人	8.0%
50 個～	43 人	23.0%
無回答	24 人	12.8%
手帳をもっていない(登録していなかった)	11 人	5.9%
合計	187 人	100%

8. どのような介護支援ボランティア活動をされていますか。(いくつでも回

答可)(有効回答数 187)

① レクリエーションの参加・支援	50 人	26.7%
② お茶だし・配膳・下膳	43 人	23.0%
③ 喫茶などの補助	24 人	12.8%

④ 散歩・外出・館内移動の補助	10人	5.3%
⑤ 模擬店・会場設営・演芸披露などの行事の手伝い	18人	9.6%
⑥ 話し相手	35人	18.7%
⑦ 職員とともに行う補助的な活動	33人	17.6%
⑧ その他	65人	34.8%

※⑧その他は、会食会の手伝い、ふれあいセンター事業、裁縫、包丁とぎ、転倒予防体操の補助など。

9. おもな活動場所は、どちらですか。(いくつでも回答可)(有効回答数 187)

特別養護老人ホーム等	82人	43.9%
福祉センター・ふれあいセンター等	43人	23.0%
市の施設(文化センター等)	23人	12.3%
NPO法人の施設	25人	13.4%
有料老人ホーム・軽費老人ホーム・デイサービスセンター等	25人	13.4%
老人保健施設	2人	1.1%

10. 介護支援ボランティア活動として、この活動を始める前と現在では、健

康面や精神面に変化はありましたか。(いくつでも回答可)(有効回答数 187)

①張り合いが出てきた	96人	51.3%	②健康になったと思う	29人	15.5%
③変わらない	68人	36.4%	④体調をくずした	3人	1.6%
⑤その他	14人	7.5%			

※⑤その他は、健康が維持されているなど。友達ができてよかったなど。

11. 介護支援ボランティア制度について、どのように思いますか。

(ひとつのみ回答)(有効回答数 187)

① 良い制度だと思う	145人	77.5%
② 普通の制度だと思う	8人	4.3%
③ 見直しが必要だと思う	19人	10.2%
④ その他	2人	1.0%
無回答	13人	7.0%
合計	187人	100%

※④その他は、年ごとに(手帳を)切り替わらず継続して欲しいなど。

12. ボランティア活動を行う上で、困っている事等がありましたらご記入ください。

ボランティア受入機関やボランティアグループに関すること 14 件

ボランティアグループの仲間の中で毎年代表を決めるが、やり手が見つからない。メンバー募集してもその件でボランティアが入ってこない。
ボランティアグループでは、役員制度(会計・メニュー作り・材料の仕入れ)など1日の仕事が長すぎる。参加者は高齢者です。
1部の面でひとつの活動時間が長い点、少し無理に感じる事がある。
自発的活動ですが責任も伴います。仲間が簡単に休むと困ります。自分の健康管理もままならない時があります。
ボランティアだと人が集まらない。
洗濯物の名前をはっきり書いて頂きたい。
リーダーになる方がなかなか決まらず毎年大変。
現在1人で行動しているので脚立から落ちた時などの事を思うと・仲間が欲しい。
シーツの交換には、なかなか人がいません。
ボランティアの人によってやり方が違うので、引継ぎ事項を明確にして欲しい。
やる気があって入ったのに、先輩や少し前に入った方々に暖かく受け入れて欲しい。
施設へのボランティアの年齢が高齢になってきている。若い人の参加が欲しい。
高齢者の方々なので同じ絵を描くにしても体調や不自由な方もいらっしゃいます。事前に手が震える・言葉が喋れない・トイレが近いなど教えていただければ助かります。プライバシーの問題もあるかと思いますが・・・。
傾聴ボランティアをしておりますが、このボランティアについて施設の方がわかっていない様な気がします。早く理解していただくよう励みたいと思います。

行政・制度に関すること 6 件

末端で行う行事参加が多過ぎると思う。行政の行うべきところをボランティアでまかなっているのでは？と思う事があります。経費削減という考えで。
ボランティアをしている事について「お金もらっているんでしょう」と言われるのをつらく感じています。
若い方々と一緒にしていて、その方にはスタンプが付かないので不公平感を持つ。

高齢者にとって定期的に活動する事は、生活のリズムを形成し身体的・精神的に大変効果的であると思います。
市または社協でボランティア活動の活動先の紹介を、タイムリーに積極的に行ってほしいと思います。
手帳を忘れた時はダメ！と言われますが、次回に持っていけば前回の分も押す事が、人によって許されるのはおかしい。年齢制限が無い事が嬉しい。
手帳の使い方が分からない。

### 交通機関に関すること 9 件

特養ホーム等で活動したい気持ちがあるが交通手段が不便。
時間帯・足・車・自転車など場所によって。
交通費の自己負担。
現在は近所なので自転車や徒歩で参加できますが、遠方には雨などだと行きかねる。
現在は車を運転して出掛けますが 76 歳をすぎたので近々運転をやめようかと思っています。①今後もボランティア活動に支障とならない様に iバスの増便して欲しい。②iバスだけは無料となるパスを発行して欲しい。
車での移動をやめたあとの交通。
高齢化してきたため遠い所への参加はにぶりがち。
自転車も自動車ものれないのでバスの本数が増えたらいいなと思います。
ふれあいセンターに来たい人はいますがバスが…。
福祉センターの前で止まって欲しいと言う声があります。もっと本数を増やして欲しい。現在 1~2 時間に 1 本です。
足が悪いので交通に不便を感じています。送迎していただけるのでしたら何回でも活動したいです。

### その他に関すること 11 件

若い人の手伝いがもっと多くなると良いと思う。
楽しみにしています。
私のまわりでは高齢者のボランティアさんが多いと感じます。もう少し若い方にも参加が出来ます様願っています。
人生の先輩の方々から学ばせていただき感謝しています。
期待されるだけの力が出せなくて申し訳ない気持ちです。
時間がとれない。
介護支援ボランティア以外についても、多額の投資をしているので何らかの考慮をお願いいたします。

私自身一人暮らしの姉(80歳)・孫(共働きの息子の子)の面倒を見ることも自分の家族へのボランティアと思います。なかなか市のボランティア活動を増やす事は出来そうにありません。なるべく大勢の人が少しずつ関わるようにすれば良いのではないのでしょうか。

自分の健康では、お手伝いが出来なくなってきた。

自分の行動範囲が増えてなかなか思うように参加できない。忙しい。

一人住まいの高齢者ですが月1回のみのお手伝い、楽しんで参加させて頂いています。

## 第4章 稲城市介護支援ボランティア登録者健康に関するアンケート（SF-36）調査結果（平成20年度）

### 1 調査目的

介護支援ボランティア登録者の健康状態について調査し、介護支援ボランティア活動の介護予防効果について検証する資料とする。

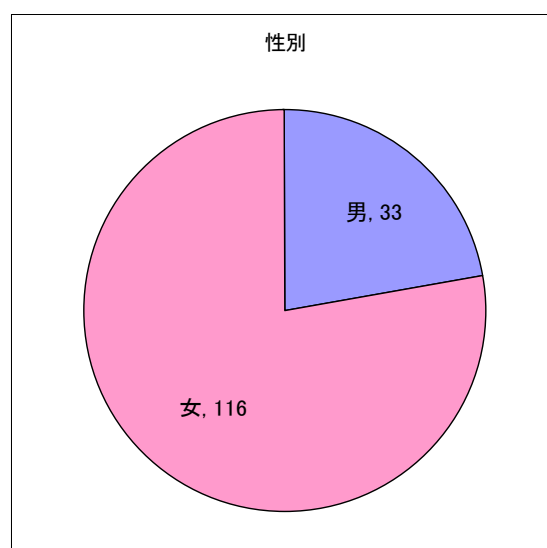
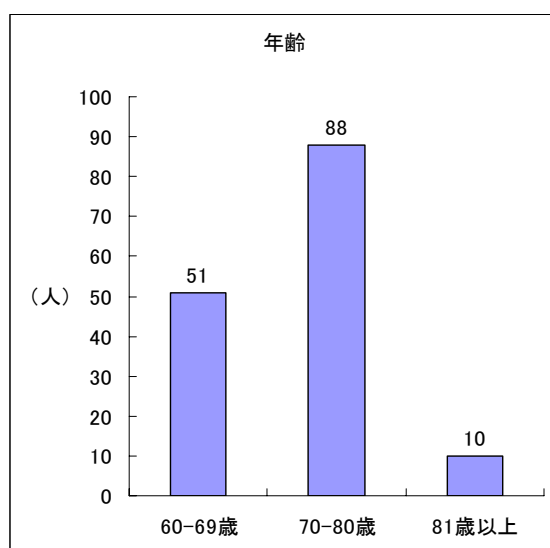
### 2 調査方法等

- (1) 調査対象 介護支援ボランティア登録者 284人
- (2) 調査方法 郵便による送付・回収
- (3) 調査時期 平成21年1月
- (4) 回収結果 回収数 174人 61.3%
- (5) 集計対象 149人 52.5(%)  
(回収したもののうちボランティア活動実績者)

### 3 調査結果

#### 1. ボランティア参加者の属性

年齢	度数(人)	平均値	標準偏差	最小値(歳)	最大値(歳)
	149	71.81	4.55	65	86



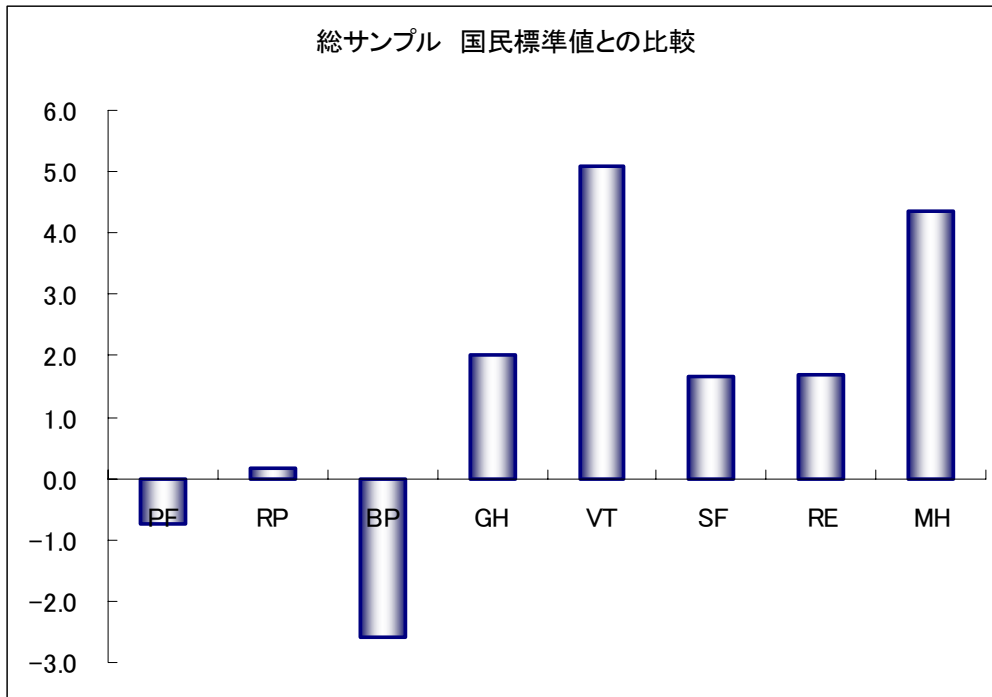


## 2. 全体および年齢区分別で見た SF-36 の NBS 平均値

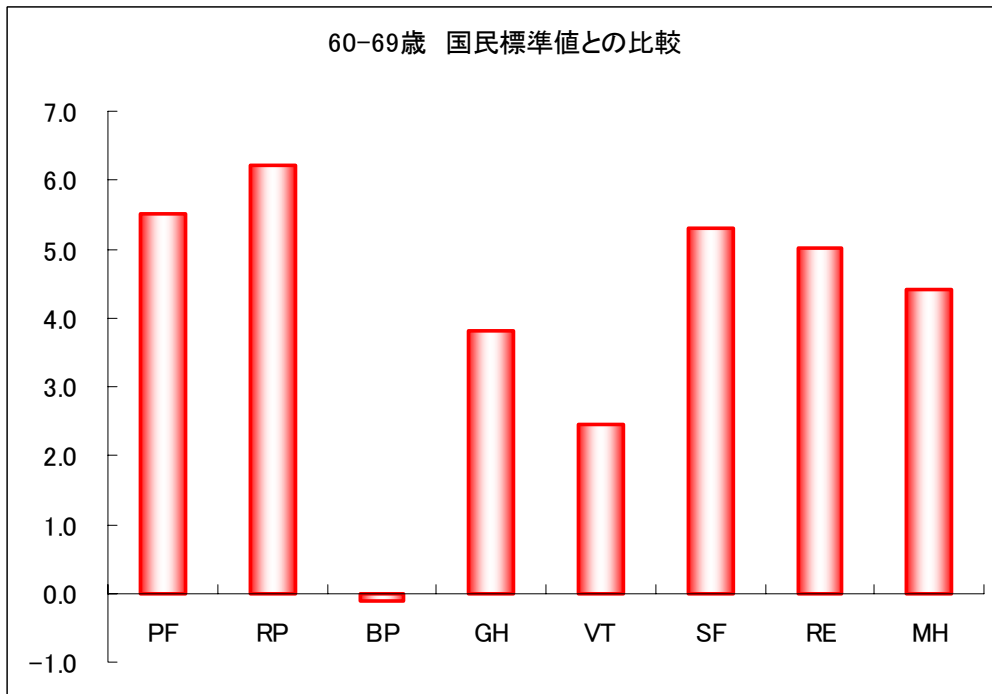
		国民標準値(標準偏差)	人数	平均値	標準偏差
身体機能 (PF)	総サンプル	50.0 (10.0)	131	49.25	9.57
	60-69歳	46.4 (13.3)	46	51.92	7.49
	70-80歳	37.9 (17.0)	78	49.04	9.35
	81歳以上	—	7	34.01	10.76
日常役割機能_身体 (RP)	総サンプル	50.0 (10.0)	133	50.17	9.56
	60-69歳	47.9 (12.3)	45	54.12	5.87
	70-80歳	42.4 (14.8)	78	49.03	10.01
	81歳以上	—	10	41.24	11.62
身体の痛み (BP)	総サンプル	50.0 (10.0)	129	47.41	10.30
	60-69歳	49.5 (10.5)	46	49.38	8.57
	70-80歳	46.9 (11.0)	77	47.11	10.72
	81歳以上	—	6	36.05	10.74
全体的健康感 (GH)	総サンプル	50.0 (10.0)	134	52.00	8.98
	60-69歳	49.1 (11.0)	47	52.91	8.47
	70-80歳	47.0 (11.3)	78	51.89	8.97
	81歳以上	—	9	48.23	11.49
活力 (VT)	総サンプル	50.0 (10.0)	132	55.09	9.76
	60-69歳	52.2 (10.5)	46	54.66	11.02
	70-80歳	49.4 (10.6)	77	56.04	8.56
	81歳以上	—	9	49.22	11.51
社会生活機能 (SF)	総サンプル	50.0 (10.0)	128	51.65	8.54
	60-69歳	49.4 (11.0)	44	54.71	4.93
	70-80歳	48.5 (11.8)	75	50.70	8.58
	81歳以上	—	9	44.67	15.23
日常役割機能_精神 (RE)	総サンプル	50.0 (10.0)	133	51.70	9.17
	60-69歳	49.6 (11.2)	46	54.62	5.92
	70-80歳	44.8 (14.3)	77	50.93	9.76
	81歳以上	—	10	44.24	11.93
心の健康 (MH)	総サンプル	50.0 (10.0)	129	54.37	9.80
	60-69歳	51.3 (10.5)	46	55.70	9.62
	70-80歳	50.9 (10.0)	74	54.39	8.51
	81歳以上	—	9	47.34	16.97

### 3. 年齢区分別国民標準値との比較

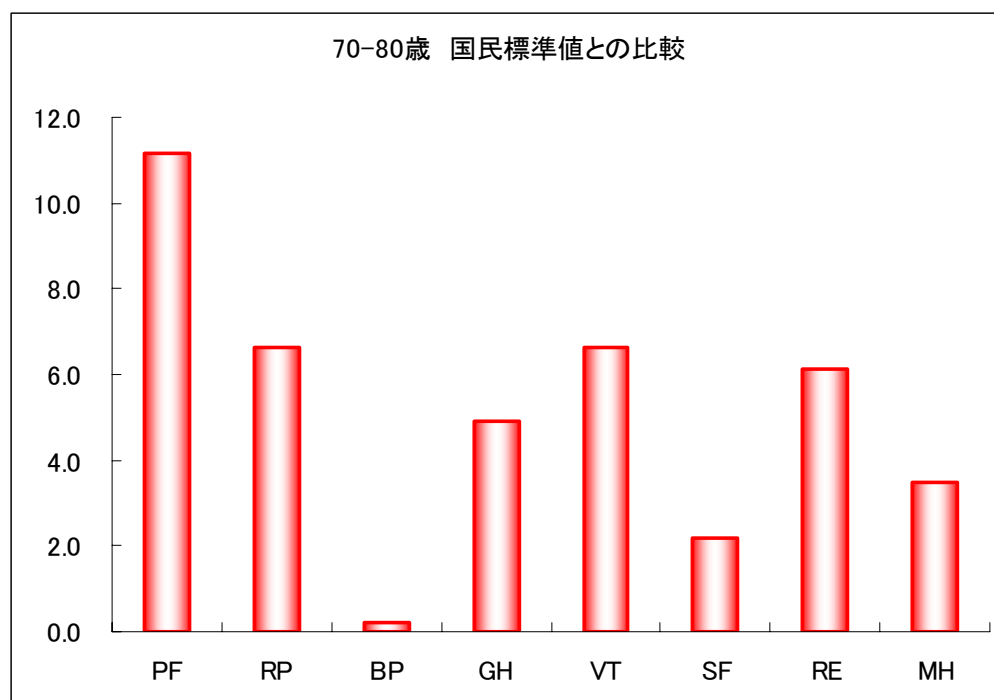
[総サンプル]



[60-69 歳]



[70-80 歳]



なお、「稲城市介護支援ボランティア登録者健康に関するアンケート（SF-36）調査結果（平成20年度）」の分析にあたっては、東京都老人総合研究所介護予防区市町村サポートセンターのご協力をいただいた。

#### 【参考資料】

##### ◆SF-36 v2 の標準化について

日本国民標準値は、2002年に行なわれたSF-36 v2スタンダード版(自己記入式)を使用した全国調査の結果から算出されました。

##### 《抽出方法について》

国民標準値は、日本国民を代表する値ではありません。そのため、我々はこの調査において厳格な標本抽出と、データ回収のためのプロセスを踏みました。対象となる母集団は日本に在住する20歳以上80歳以下の全住民としました。標本抽出に関しては、まず4500人に調査を行なうことを前提に、一標本抽出地点あたり15人ずつとして300地点を全国に分散させることにしました。全国300地点を比例配分して、日本全国の出回となるように標本抽出を行ないました。次に、日本全国を43の地域層に分けました。この43の地域層は、都市規模5レベル(十三大都市、人口15万人以上の都市、人口5万人以上15万人未満の都市、人口5万人未満の都市、町村群部)と地域9ブロック(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州)から構成されています。この43の地域層に対し、満20歳以上80歳以下の人口(平成12年の国勢調査による各層の人口データに基づく)で300地点を比例配分し、各層の標本地点数を算出しました。このように算出された標本地点数に沿って、各地域層より標本地点を無作為に抽出しました(第1段階の無作為抽出)。次に、各標本地点の基本住民台帳から15人の住民が無作為に抽出されました(第2段階の無作為抽出)。最終的に全国より4500人の20歳以上80歳以下の住民が標本として抽出されました。

出典:SF-36v2 日本語版マニュアル(2004.1 著;福原 俊一)より

《SF-36 下位尺度得点の解釈》

下位尺度	得点の解釈	
	低い	高い
身体機能 (Physical functioning: PF)	健康上の理由で、入浴または着替えなどの活動を自力で行うことがとても難しい	激しい活動を含むあらゆるタイプの活動を行うことが可能である
日常役割機能_身体 (Role physical: RP)	過去 1 ヶ月間に仕事や普段の活動をしたときに、身体的な理由で問題があった	過去 1 ヶ月間に仕事や普段の活動をしたときに、身体的な理由で問題がなかった
身体の痛み (Bodily pain: BP)	過去 1 ヶ月間に非常に激しい身体の痛みのためにいつも仕事が非常に妨げられた	過去 1 ヶ月間の間に身体の痛みは全然なく、身体の痛みのためにいつもの仕事が妨げられることは全然なかった
社会生活機能 (Social functioning: SF)	過去 1 ヶ月間に家族、友人、近所の人、その他の仲間との普段の付き合いが、身体的あるいは心理的な理由で非常に妨げられた	過去 1 ヶ月間に家族、友人、近所の人、その他の仲間との普段の付き合いが、身体的あるいは心理的な理由で妨げられることが全然なかった
全体的健康感 (General health: GH)	健康状態が良くなく、徐々に悪くなっていく	健康状態は非常に良い
活力 (Vitality: VT)	過去 1 ヶ月間、いつでも疲れを感じ、疲れ果てていた	過去 1 ヶ月間、いつでも活力にあふれていた
日常役割機能_精神 (Role emotional: RE)	過去 1 ヶ月間、仕事や普段の活動をしたときに心理的な理由で問題があった	過去 1 ヶ月間、仕事や普段の活動をしたときに心理的な理由で問題がなかった
心の健康 (Mental health: MH)	過去 1 ヶ月間、いつも神経質でゆううつな気分であった	過去 1 ヶ月間、落ち着いて、楽しく、穏やかな気分であった

出典:SF-36v2 日本語版マニュアル(2004.1 著;福原 俊一)より

## 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(平成19年7月9日市長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の38第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。

- (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
- (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
- (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
- (4) 介護給付費等の抑制につながること。

### (介護支援ボランティア制度)

第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とする。

3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。

4 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

### (管理機関)

第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等（以下「受入機関等」という。）は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

- 2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書」（様式第1号）により市長へ申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書（様式第3号）により指定を受けていた者に通知するものとする。
- 5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。
- 6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。
- 7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。
- 8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

- 2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。
- 3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。
- 4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。
- 5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定

める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。

3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。

3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。

5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。

6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円

3,000 ポイント	3,000 円
4,000 ポイント	4,000 円
5,000 ポイント	5,000 円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。



様式第 1 号（第 5 条第 2 項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申請者

住所

団体名

代表者

電話

印

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書

稲城市介護支援ボランティアの対象として指定を受けたいので、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち 65 歳以上 人）

様式第2号（第5条第3項関係）

年 月 日

団体名  
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請については、下記のとおりとしたので通知します。

記

1 以下のとおり指定する。

指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）

2 次の理由により却下する。

却下理由	
------	--

様式第3号（第5条第4項関係）

年 月 日

団体名  
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書

下記の稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）については、下記のとおり指定を取り消す

記

取消年月日	
指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）

取消理由	
------	--

様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申出者

住所

氏名

電話

印

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被保険者番号	
氏名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

※振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1. 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人			

様式第5号（第8条第3項関係）

年 月 日

管理機関 殿

稲城市長

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書

下記のとおり介護支援ボランティア活動評価ポイント活用の申出があり、当該申出者に介護保険料の未納又は滞納が無いことを確認したので、介護支援ボランティア手帳を添えて伝達します。

記

被保険者番号	
氏名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

---

介護保険料の未納又は滞納が無いことの確認欄

年 月 日

申請者について、介護保険料の未納又は滞納がないことを確認いたしました。

確認者 氏名 印

# 健康に心配なし手帳

～介護支援ボランティア手帳～



## 社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会



東京ヴェルディは稲城市介護  
予防事業を応援しています。



### 健康に心配なし手帳の名称について



稲城の梨は、元禄の時代から栽培され様々な品種改良などを経て、稲城の特産物として親しまれています。歴史ある長寿の稲城の梨と同様に、いつまでも元気に健康で暮らせることを願い、手帳の名称を「健康に心配なし手帳」としました。

活動年度 平成 20 年度 (21 年 3 月末まで)
氏名 _____
住所 稲城市 _____
_____
電話 _____
生年月日 大正・昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (対象は 65 歳以上です)
介護保険被保険者番号 _____
介護支援ボランティア登録日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

☆ボランティア活動実績は、この手帳により管理しますので、紛失しないよう自己管理をお願いいたします。万一、手帳を紛失されても、スタンプを再交付することはできませんのでご注意ください。

### 稲城市介護支援ボランティア制度について

目的：この制度は、介護予防事業の一つとして、高齢者のみなさんが、介護支援ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としています。そして、稲城市がいきいきとした地域社会となることを目指しています。

対象者：稲城市介護保険第 1 号被保険者  
(市内にお住まいの 65 歳以上の方)

### 介護支援ボランティア制度利用の流れ

1. ボランティア登録をします。  
介護支援ボランティア登録申請書(この手帳の 24 ページ)に記入し、稲城市社会福祉協議会へ提出してください。
2. 介護支援ボランティア活動をします。  
指定された施設や団体などでボランティア活動をします。この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。ボランティア活動についてのご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしています。

**3. 手帳にスタンプをもらいます。(4月から翌年3月まで)**

ボランティア活動をしたら、その都度、活動した施設や団体にこの手帳を提示し、スタンプを押してもらいます。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

**4. 集めたスタンプを評価ポイントに変えます。(翌年4月以降)**

この手帳を稲城市社会福祉協議会に提示し、前年度に集めたスタンプを評価ポイントに変えます。

スタンプの数	受取れる評価ポイント
10から19まで	1,000ポイント
20から29まで	2,000ポイント
30から39まで	3,000ポイント
40から49まで	4,000ポイント
50以上	5,000ポイント

**5. 評価ポイントの活用を申し出をします。(翌年7月以降)**

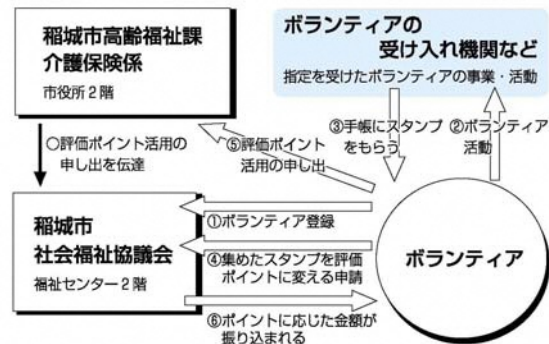
介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書(この手帳の23ページ)に記入し、市役所2階④窓口介護保険係にこの手帳を添えて提出してください。市内出張所・稲城市社会福祉協議会でも承ります。  
市役所介護保険係では、介護保険料の未納・滞納がないことを確認し、稲城市社会福祉協議会へ申請者から評価ポイント活用の申し出があったことを伝えます。

**6. 評価ポイント数に応じた交付金が口座に振り込まれます。**

稲城市社会福祉協議会では、申請者から指定された金融機関の口座に評価ポイント数に応じた交付金を振り込みます。合わせて、お預かりした手帳と振込日や金額のお知らせをお届けしますので確認してください。交付金は、次回の介護保険料のお支払いにお使いください。

評価ポイント	金額
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

介護支援ボランティア制度の流れ



※④～⑥は、翌年度に行う手続きです。

**介護支援ボランティア制度に関するQ&A**

**Q この制度を利用するには、まず何をすればよいのですか？**

**A** この制度を利用する方は、制度の目的やボランティアの心得などをご理解の上、稲城市社会福祉協議会でボランティア登録をしてください。また、安心して活動していただくために、万一の事故やけがに備えて、ボランティア活動保険に加入することをお勧めします。詳細は、10・11ページをご覧ください。

**Q どんなボランティア活動でも対象になるのですか？**

**A** この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。指定されているボランティア活動の詳細は、市役所介護保険係、もしくは、稲城市社会福祉協議会までお問い合わせください。

**Q ボランティア活動先に行く途中や活動先でけがをしたら？**

**A** 稲城市社会福祉協議会にご連絡ください。けがなどの状況を伺い、保険会社へ連絡しますので、速やかにお知らせください。詳細は、10・11ページをご覧ください。

**Q 1日に複数のボランティア活動をしてスタンプはもらうことができますか？**

**A** 1日に複数のボランティア活動を行い、スタンプをもらうことはできますが、1時間程度の活動で1スタンプとなり、1日2スタンプが上限になります。

**Q スタンプを集めるとすぐに交付金がもらえるのですか？**

**A** 集めたスタンプは、翌年度に評価ポイントに変える必要があります。4月以降に、稲城市社会福祉協議会で手続きを行ってください。評価ポイントに変えたら、7月以降に交付金をもらう手続きを行うことができます。

**Q 手帳はスタンプがたまるまで使い続けてよいのですか？**

**A** 手帳は年度ごとに新しいものに切り替わります。集めたスタンプを評価ポイントに変えたり、評価ポイントを交付金にする手続きは、決められた日にち以降になりますので、お忘れなく手続きをしてください。

**Q 稲城市外に転居した場合も対象になりますか？**

**A** 稲城市外に転居した場合は対象となりません。スタンプ、評価ポイント、交付金は、一切が無効になりますのでご注意ください。

**Q** ボランティア活動を多くすると、それだけ多くの交付金がもらえるのですか？

**A** 介護支援ボランティアで指定されたボランティア活動を行い、手続きを行うと交付金が支払われます。但し、交付金の上限は年度ごとに5,000円となっています。



7

◆ 秘密や約束を守りましょう

ボランティア活動では、時に依頼者のプライバシーに関わることを知ることがあります。しかし、あくまで活動を通して知り得たことであり、他の方にちょっとした内容のことで漏らさないでください。ボランティア活動を辞めた後も同様にお守りください。また、時間など約束したことは必ず守りましょう。体調不良や急用で活動を休む場合には、必ず連絡を入れるなどの対応をしましょう。



9

## ボランティア活動の心得

◆ 身近なことから無理のない範囲で

ボランティア活動と一言で言っても様々な活動があります。自分の特技や趣味を活かした活動もありますし、依頼者からの要望に応じて、一人ひとりの生活をサポートする活動もあります。数多くあるボランティア活動の中からどのようにして選ぶのがよいでしょうか。まずは身近な地域で、自分の健康を考えて無理のない範囲で行うことが望ましいでしょう。活動を継続するためにも自分に向いている活動をお選びください。ボランティア活動に関する相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしていますので、気軽にご利用ください。

◆ 相手を理解し、尊重した活動を

誰もがそうであるように、ボランティア活動で接する方々もそれぞれ性格や環境により様々な暮らしを営んでいます。ボランティアだからといって、一方的で勝手な行動は慎まなければなりません。ボランティアには、一人ひとりの生活習慣や価値観を尊重し、ボランティア活動を行うことが求められます。また、ボランティア活動の依頼者や活動の仲間と共にコミュニケーションをとることでよりよい活動につながるでしょう。

8

## ボランティア活動保険について

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中に起こり得る事故を対象にしたもので、賠償責任保険と傷害保険がセットになっています。ボランティア活動を安心して行うために、万に備えてご加入することをお勧めします。

(1) どんな場合に補償されるのか

①賠償責任保険

- ・ボランティア活動中に物を壊してしまった場合
- ・ボランティア活動中に活動の対象者にけがをさせてしまった場合
- ・プライバシーの侵害等により活動の対象者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 など

②傷害保険

- ・ボランティア自身が活動中にけがをってしまった場合
- ・ボランティアが自宅と活動場所との往復途中にけがをした場合 など

※補償の対象は、いずれの保険も急激、偶然、外来の事故により起きた場合です。



10



(2) 補償金額

賠償責任保険	賠償責任 (免責なし)	対人・対物 共通	1事故・保険期間中	2億円
		受託物・ 借用物	1事故・保険期間中	50万円 (現金は10万円)
			人格権侵害	1名 1事故・保険期間中
	事故対応費用	1事故・保険期間中	500万円	
	見舞費用	死亡	50万円	
後遺障害 入院日数に応じて2~10万円 通院日数に応じて1~5万円		1.5万~50万円		
傷害保険	死亡・後遺障害	800万円		
	入院日額	8,000円		
	通院保険金日額	4,000円		

※状況に応じては、補償の対象にならないものもあります。

(3) 掛け金 300円

(4) 補償期間(保険期間)

4月1日から翌年3月31日まで

※補償期間中の途中加入も可能です。その場合の補償期間は、加入手続きを行った日からとなります。

(5) お申し込み・事故やけのご報告

稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター  
稲城市百村7 稲城市福祉センター内  
電話：042-378-3800 (直通)  
042-378-3366 (代表)  
ファックス：042-378-4999

稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の38第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通して介護予防を推進するため、市民の共同運営の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。
- 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
  - 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
    - 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
    - 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
    - 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
    - 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

- 第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。
- 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とする。
  - 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。
  - 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

(管理機関)

第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

- 第5条 介護支援ボランティア受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。
- 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定申請書」(様式第1号)により市長へ申請しなければならない。
  - 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定・却下決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
  - 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定取消決定通知書(様式第3号)により指定を受けていた者に通知するものとする。
  - 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。
  - 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。
  - 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。
  - 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

- 第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。
- 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

- 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。
- 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。
- 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

- 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

- 第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。
- 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。
  - 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000 ポイント	1,000 円
2,000 ポイント	2,000 円
3,000 ポイント	3,000 円
4,000 ポイント	4,000 円
5,000 ポイント	5,000 円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

## 活動記録2 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

21	22	23	24
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
25	26	27	28
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
29	30	31	32
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
33	34	35	36
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
37	38	39	40
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

## 活動記録1 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

1	2	3	4
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
5	6	7	8
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
9	10	11	12
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
13	14	15	16
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
17	18	19	20
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

## 活動記録3 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

41	42	43	44
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
45	46	47	48
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
49	50	51	52
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
53	54	55	56
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
57	58	59	60
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

**活動記録4 スタンプ押印欄**

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
 ※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

61	62	63	64
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
65	66	67	68
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
69	70	71	72
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
73	74	75	76
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
77	78	79	80
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

**活動記録5 スタンプ押印欄**

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
 ※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

81	82	83	84
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
85	86	87	88
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
89	90	91	92
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
93	94	95	96
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
97	98	99	100
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

**活動記録6 スタンプ押印欄**

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
 ※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

101	102	103	104
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
105	106	107	108
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
109	110	111	112
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
113	114	115	116
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
117	118	119	120
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

氏名（ふりがな）
住所
電話

**評価ポイント記録簿**（集めたスタンプを平成21年4月以降、評価ポイントに変えます。）

あなたの20年度の活動は  です。

管理欄
-----

**評価ポイント活用記録簿**（評価ポイントを交付金に変えます。）  
 ※20年度分の評価ポイントを交付金として受け取る場合、手続きは21年7月以降になります。

申請日	使用した評価ポイント数	残っている評価ポイント数	管理欄
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

本人⇒市役所

様式第4号(第8条第1項関係)

平成 年 月 日

稲城市長殿

申出者

住所

氏名(ふりがな)

印

電話

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被保険者番号	
氏名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

23

介護支援ボランティア登録申請書

本人⇒稲城市社会福祉協議会

平成 年 月 日

介護支援ボランティア登録申請書

私は、下記のとおり介護支援ボランティアとして登録を申請します。

(ふりがな) 名前	
住所	
電話	
生年月日 ※1	
介護保険被保険者 番号 ※2	

※1 生年月日 65歳以上の方が対象です。

※2 介護保険被保険者番号 空欄の場合は稲城市社会福祉協議会が市に照会することを認めます。

24

— メ モ —

25

— メ モ —

26

**ボランティア活動保険 領収書貼付欄**

※ボランティア活動保険の領収証は紛失しないよう、  
こちらに貼付してください。

稲城市福祉部高齢福祉課介護保険係  
稲城市東長沼 2111  
電話：042-378-2111（内線：282・283）  
ファックス：042-378-5677

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会  
稲城市百村7 稲城市福祉センター内  
電話：042-378-3366  
ファックス：042-378-4999



**NIPPON TELEVISION FOOTBALL CLUB CO., LTD**

4015-1, YANOKUCHI, INAGI-CITY

TOKYO, JAPAN

TEL : 03-3512-1969 FAX : 044-946-3040

No.080070

2008.6.6

報道各社、サッカー担当者の皆様へ

—東京ヴェルディー—

**「稲城市介護支援ボランティア制度」への協力開始のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より弊クラブに格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、東京ヴェルディーは「稲城市介護支援ボランティア制度」への協力を開始させて頂くことになりましたので、お知らせいたします。

東京ヴェルディーのホームタウンである東京都稲城市は、高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じて介護予防を推進する等の目的のために、昨年より「稲城市介護支援ボランティア制度」をスタートさせました。

東京ヴェルディーは、より多くの方がこの制度に積極的に参加頂けるように、参加者に参加回数に応じて歩数計や特製タオルを提供したり、特に参加回数の多い方はご家族も含めて試合観戦特別プランも企画しております。

歩数計の提供に際しては、株式会社タニタ(本社:東京都板橋区)にご協力いただいております。

協力内容の詳細および株式会社タニタのプロフィールは下記をご参照ください。

「稲城市介護支援ボランティア制度」についての詳細は別紙をご参照ください。

報道関係の皆様におかれましては、本件広く告知いただきますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

<東京ヴェルディー 協力内容>

●評価ポイント 5000 ポイント取得者(50 回活動)の方へ

⇒ ご本人とご家族4名様までを試合観戦特別プランにご招待。

●評価ポイント 1000 ポイント取得者(10 回活動)の方へ

⇒ 歩数計(株式会社タニタご提供、東京ヴェルディー特製ステッカー付き)と東京ヴェルディー特製稲城市介護支援ボランティアタオルをプレゼント。



(タオルイメージ)

<株式会社タニタ プロフィール>

設立: 1944年(創業:1923年)

代表者: 谷田 千里(代表取締役社長)

本社所在地: 東京都板橋区前野町 1-14-2

事業内容: 家庭用・業務用計量器(体組成計、体内脂肪計、脂肪計付きヘルスマーター、ヘルスマーター、クッキングスケール、歩数計、タイマー、晴雨計、塩分計、血圧計、脈拍計、デジタルカロリースケール、体温計、温湿度計)などの製造・販売

(株)日本テレビフットボールクラブ(東京ヴェルディー)広報部

この件に関するお問い合わせ: 広報部 044-946-3032

介護支援ボランティア制度クイズ検定 3級問題

1 介護支援ボランティアになるためには次のうちどこに申請すればよいでしょうか。

- A 社会福祉協議会へ登録の申請をする。
- B 市役所へ登録の申請をする。
- C 厚生労働省へ登録の申請をする。

正解 A

2 介護支援ボランティアの活動先は次のうちどれでしょうか。

- A 保育所や幼稚園などでの児童向けの活動
- B 体育施設やスポーツ大会などでの競技向けの活動
- C 介護保険や介護予防関係などでの高齢者向けの活動

正解 C

3 介護支援ボランティア活動の記録方法は次のうちどれでしょうか。

- A ボランティア活動券を集める。
- B 「健康に心配なし（梨）手帳」にスタンプを押す。
- C ボランティア受入れ団体が記録する。

正解 B

4 毎年受け取ることができる交付金の上限は次のうちいくらでしょうか。

- A 3,000円
- B 5,000円
- C 10,000円

正解 B

5 介護支援ボランティア制度のねらいは次のうちどれでしょうか。

- A 参加した高齢者が活動を通じて元気になること。
- B 高齢者が介護サービスの提供者になること。
- C 介護保険料を減額又は免除すること。

正解 A

介護支援ボランティア制度クイズ検定 2級問題

1 介護支援ボランティアの対象は次のうちどれでしょうか。

- A 18歳以上の方
- B 40歳以上の方
- C 65歳以上の方

正解 C

2 介護予防ボランティア手帳の名称は次のうちどれでしょうか。

- A 「介護に心配なし（梨）手帳」
- B 「健康に心配なし（梨）手帳」
- C 「健康に安心ぶどう（葡萄）手帳」

正解 B

3 介護支援ボランティア活動で正しいものは次のうちどれでしょうか。

- A レクリエーション等の指導や話し相手など
- B 入浴介助などの身体介護
- C 掃除、洗濯、買い物などのホームヘルプ

正解 A

4 介護支援ボランティア制度を実施できる市町村は次のうちどれでしょうか。

- A 特区として認められた稲城市のみが実施できる。
- B 都道府県の認可が下りた市町村のみが実施できる。
- C 介護保険の地域支援事業であるのでどこの市町村でも実施できる。

正解 C

5 介護支援ボランティアの普及で、1カ月当たりの稲城市65歳以上の方1人あたりの介護保険料はどのくらい軽減されると試算しているでしょうか。

- A 約2円
- B 約20円
- C 約200円

正解 A

6 この度、東京ヴェルディ（株式会社日本テレビフットボールクラブ）の協賛により、稲城市介護支援ボランティア活動参加者へプレミアムグッズなどが提供されるこ



となりました。介護支援ボランティア活動で取得したポイント数が5,000ポイント以上の方限定で特典として与えられるものは次のうちどれでしょうか。

- A 東京ヴェルディの試合観戦特別プラン
- B 東京ヴェルディ応援グッズ
- C 東京ヴェルディロゴ入り歩数計

正解 A

7 介護支援ボランティア登録者の最高年齢は次のうちどれでしょうか(平成20年7月末現在)。

- A 73歳
- B 83歳
- C 93歳

正解 C

8 介護支援ボランティアの登録者の割合は次のうちどれでしょうか(平成20年7月末現在)。

- A 高齢者の50人に1人
- B 高齢者の100人に1人
- C 高齢者の200人に1人

正解 A

介護支援ボランティア制度クイズ検定 1級問題

1 介護支援ボランティア制度の管理機関は次のうちどこでしょうか。

- A 稲城市社会福祉協議会
- B 福祉施設
- C 稲城市役所

正解 A

2 受け入れ団体の指定はをするのは次のうち誰でしょうか。

- A 稲城市社会福祉協議会会長
- B 東京都知事
- C 稲城市長

正解 C

3 交付金を受け取ることができない場合は次のうちどれでしょうか。

- A 取得したポイントを1年以上換金しないとき
- B 介護保険料の未納または滞納があるとき
- C 自分が要介護者になったとき

正解 B

4 介護支援ボランティア活動を推進しているところは次のうちどれでしょうか。

- A 内閣府
- B 厚生労働省
- C 文部科学省

正解 B

5 交付金5,000円のうち、市町村の負担する金額は次のうちどれでしょうか。

- A 625円
- B 1,250円
- C 2,500円

正解 A

6 取得した評価ポイントは次のうちどれにあてはまるでしょうか。

- A お友達へ譲ることができる。
- B 翌年度へ繰り越すことができる。
- C 介護サービスの利用料の支払いに使うことができる。

正解 B

7 介護支援ボランティアの受け入れ機関数は次のうちどれでしょうか(平成20年7月末現在)。

- A 10団体
- B 15団体
- C 20団体

正解 B

8 平成19年度の活動で1,000ポイント以上取得した方の人数は次のうちどれでしょうか。

- A 50人程度
- B 80人程度
- C 130人程度

正解 C

9 介護支援ボランティア活動の回数で最も多いのは次のうちどれでしょうか。

- A 月2回以下
- B 月3回
- C 月4回以上

正解 C

10 活動内容で最も多いものは次のうちどれでしょうか。

- A レクリエーションの参加・支援
- B 散歩・外出・館内移動の補助
- C 演芸披露などの行事の手伝い

正解 A

11 主な活動先は次のうちどれでしょうか。

- A 特別養護老人ホームなどの施設
- B ふれあいセンターなどの介護予防拠点
- C NPO法人などの施設

正解 A

12 介護支援ボランティア活動者からの主な意見は次のうちどれでしょうか。

- A 健康や精神面で張り合いが出てきた。

B 体調を崩した。

C あまり変わらない。

正解 A

平成 21 年 3 月 31 日

## 介護支援ボランティア制度の実施状況都道府県調査の結果

稲城市

平成 21 年 2 月に 47 都道府県庁を対象として実施した「介護支援ボランティア制度の実施状況調査」の結果は以下のとおり。(回答は 46、未回答 1)

### 記

問 1、所轄の市町村（保険者）についておたずねします。

ア、実施状況を把握している	21
イ、ある程度実施状況を把握している	22
全く実施状況を把握していない	3

問 2、問 1 でア、イとお答えの場合お答えください。

実施している市町村（保険者）はない	36
実施している市町村（保険者）がある	7

実施している市町村保険者数	15 保険者
実施予定の市町村保険者数	12 保険者

## 介護支援ボランティア制度視察受け入れ状況

(平成 19 年 7 月以降)

1	19.07.19	青森県八戸市	職員	3
2	19.08.23	大阪府茨城市	議員	3
3	19.08.28	愛知県稲沢市	職員	3
4	19.08.30	愛知県豊橋市	職員	4
5	19.08.31	東京都世田谷区	職員	2
6	19.09.21	岡山県	職員	1
7	19.10.03	鳥取県米子市	議員	9
8	19.10.04	福岡県介護保険広域連合	職員	2
9	19.10.11	大阪府柏原市	議員	3
10	19.10.12	熊本県人吉市	議員	10
11	19.10.15	三重県桑名市	議員	3
12	19.10.18	神奈川県南足柄市	職員	5
13	19.10.24	岐阜県多治見市	議員	8
14	19.10.24	福島県喜多方市	職員	1
15	19.10.25	新潟県燕市	議員	9
16	19.10.31	沖縄県宜野湾市	議員	10
17	19.11.01	東京都調布市	議員	1
18	19.11.05	愛媛県八幡浜市	議員	9
19	19.11.07	岡山県岡山市	議員	14
20	19.11.13	愛知県刈谷市	議員	2
21	19.11.14	愛知県一宮市	議員	12
22	19.11.16	民主党東京都第 22 区総支部	議員	18
23	19.11.19	東京都清瀬市	議員	1
24	19.11.19	神奈川県横浜市	職員	2
25	19.11.20	岡山県井原市	職員	2
26	19.11.22	福島県郡山市	職員	1
27	19.12.20	大分県別府市	議員	1
28	20.01.24	京都府宇治市	議員	12
29	20.01.31	静岡県伊東市	議員	1
30	20.02.05	新潟県三条市	議員	5
31	20.02.06	香川県観音寺市	議員	2
32	20.02.13	大阪府吹田市	議員	11
33	20.02.14	兵庫県西宮市	議員	1

34	20.02.14	福岡県福岡市	議員	1
35	20.02.20	東京都	職員	3
36	20.02.25	東京都八王子市	職員	3
37	20.03.06	山口県下関市	職員	2
38	20.05.09	神奈川県藤沢市	職員	9
39	20.05.12	東京都東久留米市	議員	2
40	20.05.15	鹿児島県奄美市	議員	8
41	20.05.21	富山県小矢部市	議員	6
42	20.05.22	群馬県太田市	議員	4
43	20.05.29	厚生労働省(東京都)	職員	10
44	20.06.13	愛知県春日井市	職員	2
45	20.06.30	東京都清瀬市	職員	4
46	20.07.01	公明党高齢者トータルサポートPT	議員	6
47	20.07.04	香川県東かがわ市	議員	7
48	20.07.09	静岡県牧之原市	職員	6
49	20.07.10	岩手県北上市	議員	9
50	20.07.25	厚生労働省(東京都)	職員	1
51	20.07.28	神奈川県横須賀市	職員	2
52	20.07.29	奈良県香芝市	議員	3
53	20.07.30	千葉県印西市	議員職員	7
54	20.07.31	鹿児島県霧島市	職員	4
55	20.07.31	鹿児島県	職員	2
56	20.08.04	岐阜県羽島市	議員	10
57	20.08.18	東京都新宿区	議員	2
58	20.08.18	愛知県北名古屋市	議員	6
59	20.08.20	岐阜県関市	議員	10
60	20.08.22	宮崎県議会	議員	13
61	20.08.25	群馬県邑楽郡明和町	職員	2
62	20.08.25	山梨県甲府市	職員	3
63	20.08.25	静岡県磐田市	職員	3
64	20.09.09	静岡県掛川市	職員	2
65	20.09.30	青森県三戸郡五戸町	議員	8
66	20.10.02	静岡県掛川市	議員	11
67	20.10.06	北海道余市町	議員	7
68	20.10.07	千葉県浦安市	職員市民	12

69	20.10.15	広島県福山市	職員	4
70	20.10.20	愛知県尾張旭市	職員	3
71	20.10.22	北海道帯広市	職員	2
72	20.10.23	岩手県盛岡地区福祉連絡協議会	職員	12
73	20.10.31	岐阜県可児市	議員	8
74	20.10.31	千葉県流山市	職員	2
75	20.11.13	埼玉県比企郡鳩山町	議員町長	15
76	20.11.13	北海道苫小牧市	職員	1
77	20.11.17	東京都立川市	議員	2
78	20.11.18	東京都板橋区	議員	2
79	20.11.18	千葉県成田市	議員	1
80	20.11.18	千葉県香取市	議員	2

81	20.11.26	鳥取県鳥取市	議員	8
82	20.11.28	山形県天童市	職員	2
83	21.01.14	長野県上伊那地方事務所	職員	1
84	21.01.26	長野県千曲市	議員	6
85	21.02.02	長野県長野市	議員	2
86	21.02.03	愛知県東浦町	議員	2
87	21.02.03	愛知県阿久比町	議員	1
88	21.02.04	東京都杉並区	議員	1
89	21.02.06	岩手県八幡平市	議員	6
90	21.02.10	京都府久御山町	議員	2
91	21.02.10	京都府精華町	議員	2
92	21.02.16	和歌山県九度山町	議員	11
93	21.02.19	兵庫県加古郡稲美町	議員	3
94	21.02.20	沖縄県宜野湾市	職員	2
95	21.02.25	熊本県水俣市	職員市民	4
96	21.02.26	千葉県多古町	民生委員	31



民間・学生・その他

1	19.10.05	千葉県佐倉市 (株)山万	社員	2
2	19.11.29	同志社、日本、武蔵工業の各大学生自主研究グループ		3
3	19.12.19	CR総研	社員	1
4	20.02.28	岩手県いわてNPOセンター	職員	1
5	20.04.11	(株)NTTデータ	職員	3
6	20.05.26	筑波大学大学院	学生	1
7	20.06.04	成城大学	学生	3
8	20.07.16	Dr.Chen,Ming-Chuan(台湾)	コンサル	1
9	20.09.04	(財)愛知県市町村振興協会研修センター	職員	4
10	20.10.01	NPO法人東村山市ボランティア協会		6
11	20.10.24	(財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)		4
12	20.11.25	成蹊大学	学生	4
13	21.02.27	多摩市NPOにじいろの会	主婦	5

出張講演(依頼により高齢福祉課で出向いたもの)

1	19.09.20	都社協高齢者施設福祉部会南多摩ブロック会		24
2	19.11.22	生涯学習宅配便 明るい選挙推進委員会		22
3	20.01.29	湘南都市社会福祉主管部長会連絡協議会研修会		40
4	20.07.12	シルバー人材センター矢野口第三地区会		35
5	20.07.15	第3文化センター「ゆうゆう大学」		31
6	20.07.30	NPO参加型システム研究所「トップリーダー講座」		12
7	20.08.21	栃木県「第1回地域支援体制づくりセミナー」		
8	20.10.27	清瀬市「地域福祉をささえる市民フォーラム 2008」		60

取材

1	19.08.31	NHKラジオ「村田幸子の今日も元気で」		
2	19.09.21	高齢者のための生きがい情報誌『生きがい』		
3	19.10.05	NHKラジオ「時の話題」		
4	19.10.23	NHKテレビ「タドキネットワーク」		
5	19.11.16	関西テレビ「19.12.03 スーパーニュースアンカー」		
6	20.01.30	北海道医療新聞社「20.03.13 介護新聞」		
7	20.02.14	テレビ東京「20.02.14 ワールドビジネスサテライト」		
8	20.02.29	毎日放送「20.03.10 ちちんぷいぷい」		

9	20.03.04	(株)電通 福祉・介護情報誌『けあ・ふる』
10	20.03.12	京都新聞社
11	20.04.30	朝日新聞社
12	20.07.14	TBSラジオ「20.07.15 森本毅郎スタンバイ」
13	20.07.16	日本経済新聞社
14	20.09.10	NHKテレビ「20.09.15 時論公論」
15	20.10.13	NHKテレビ「20.10.15 首都圏ネットワーク」
16	20.10.22	(社)国民健康保険中央会 国保新聞
17	20.10.31	NHKテレビ文化・福祉番組
18	21.03.30	日本経済新聞社
19	21.04.02	読売新聞社

認知症サポーター養成講座 実施状況

(社会福祉協議会)

目 的 介護支援ボランティア活動及び、認知症の方やその家族のサポートを地域で行うことができるよう、認知症について理解を深めることを目的に実施。

主 催 稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

対 象 介護支援ボランティア制度登録者

第1回 日 時 平成21年1月22日(木) 午後1時30分～3時  
会 場 福祉センター  
講 師 稲城市高齢福祉課地域支援係 香山芳子 氏  
参加者 34名

第2回 日 時 平成21年1月23日(金) 午後2時～3時30分  
会 場 第3文化センター  
講 師 稲城市地域包括支援センターいなぎ正吉苑 小竹ひとみ氏  
参加者 29名

※2回とも内容は同じです。

所 感 ・講習の中で、認知症の家族がいる方から実際の体験談を聞くことができ、病気への理解を深めていただくことができたと思います。

・介護支援ボランティア活動をしている方を対象に初めて研修を実施しましたが、ボランティアの動向を把握するため、活動の向上のためにも、今後も定期的の実施した方が良いでしょうと思います。

・参加対象者が高齢なため、平尾地区においても開催したことはよかったです。

# 認知症の理解を深めて 地域で支え合い



## 認知症サポーター養成講座

認知症は、国内に 190 万人もの方がかかっているとわれ、珍しい病気ではなくなりました。とは言うものの、どのような症状があり、どのように対応をしたらよいのか、わからないことも多いのではないのでしょうか。

認知症について理解を深めていただき、日頃のボランティア活動及び、病の方やご家族のサポートにお役立てください。

**日時** 1月22日(木)  
午後1時30分~3時

**会場** 福祉センター  
(稲城市百村7番地)

**講師** 稲城市高齢福祉課  
窪田由利子 氏

**募集人数** 28名

**日時** 1月23日(金)  
午後2時~3時30分

**会場** 第3文化センター  
(稲城市平尾1-20-5)

**講師** 稲城市地域包括  
支援センター正吉苑  
小竹ひとみ 氏

**募集人数** 30名

※定員になり次第、締め切ります。

※内容は両日ともに同じです。

※受講料は無料です。

お申し込み・お問い合わせ

稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

電話：378-3800

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書  
～本格実施後の運用状況について～

---

平成 21 年 3 月

稲城市福祉部高齢福祉課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

電 話 042-378-2111 (代表)

F A X 042-377-4781 (代表)

ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>

